

## 金融監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン - (第一分冊：預金取扱い金融機関関係)

新	旧
<div data-bbox="174 427 779 497" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">1 - 8 疑わしい取引の届出手続きについて</div> <p data-bbox="159 555 1111 660">「<u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律</u>」(平成11年法律第 136号)第 5 章に規定する疑わしい取引の届出手続き等について照会があった場合には、下記の要領により対応することとする。</p> <p data-bbox="159 815 1111 1031">(1) 疑わしい取引の届出様式 疑わしい取引が発生した場合には、<u>文書による届出にあつては「疑わしい取引の届出の方法等に関する命令」(平成11年総理府令・法務省令第 1 号)別紙様式第 1 号により、フレキシブルディスクによる届出にあつては別紙様式第 5 号に届出事項を記録したフレキシブルディスクを添付のうえ、発生都度速やかに当局あて届け出るものとする。</u></p> <p data-bbox="159 1074 1111 1289">(2) 届出先 <u>金融監督庁長官官房総務課特定金融情報室に、郵送又は持参により届け出るものとする。ただし、財務局管轄金融機関については財務局理財部金融監督課を経由し、2 部(フレキシブルディスクについては 1 枚)を届け出るものとする。</u> なお、郵送の場合には、<u>書留・親展扱いとする。</u></p> <p data-bbox="159 1332 1111 1402">(3) 特定金融情報室への進達 <u>財務局は管轄金融機関から届出があった場合には、届出事項を確認の</u></p>	<div data-bbox="1151 427 1756 497" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">1 - 8 疑わしい取引の届出手続きについて</div> <p data-bbox="1135 555 2087 770">「<u>国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律</u>」(平成 3 年法律第 94 号)第 5 条及び「<u>不法収益等に係る疑わしい取引の届出及び記録に関する政令</u>」(平成 4 年政令第 178 号)第 1 条から第 3 条に規定する疑わしい取引の届出手続き等について照会があった場合には、下記の要領により対応することとする。</p> <p data-bbox="1135 815 2087 920">(1) 疑わしい取引の届出様式等 疑わしい取引が発生した場合には、<u>届出書(参考書式：別紙様式 1)により、発生都度速やかに当局あて届け出るものとする。</u></p> <p data-bbox="1135 1074 2087 1252">(2) 届出先 <u>金融監督庁監督部担当課に、郵送又は持参により届け出るものとする。ただし、財務局管轄金融機関については財務局理財部金融監督課を経由することとする。</u> なお、郵送の場合には、<u>書留、親展扱いとする。</u></p> <p data-bbox="1173 1332 1274 1366">(新設)</p>

うえ、直ちに特定金融情報室に1部を郵送（書留・親展扱い）又は持参により進達する。なお、フレキシブルディスクによる届出にあっては、別紙様式第5号の確認のみとする。

(4) 疑わしい取引の参考事例

別添に掲げる参考事例は、個別具体的な取引が、疑わしい取引に該当するか否かを金融機関が判断するための基準である。同参考事例は、疑わしい取引の類型を網羅的に列挙したものではなく、これに該当しない取引であっても、金融機関が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となる。

(5) 責任者の把握

疑わしい取引の届出に関する連絡を确实かつ円滑に行うため、疑わしい取引の届出に関する事務を担当する各金融機関の責任者を別紙様式により把握するものとする。

(6) 捜査機関等への情報提供等

捜査機関等への情報提供等は、特定金融情報室においてのみ行う。

(7) その他

金融機関から届け出られた取引についての情報は、個人のプライバシーに関する情報も含まれることから、届出書の保管及び情報管理には特に留意する。

(削る)

(別紙様式)

(略)

(3) 疑わしい取引の参考事例

別紙に掲げる参考事例に該当する取引があった場合には、疑わしい取引があったものとして届け出を受理する。

(備考) 責任者の登録

疑わしい取引に関する連絡を确实かつ円滑に行うため、各金融機関に対し、疑わしい取引の届出に関する事務を担当する責任者を（別紙様式2）により把握するものとする。

(新設)

(新設)

(別紙様式1)

(略)

(別紙様式2)

(略)

金融監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン - (第二分冊：保険会社関係)

新	旧
<p data-bbox="181 427 779 496">1 - 6 疑わしい取引の届出手続きについて</p> <p data-bbox="159 555 1111 660">「<u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律</u>」(平成11年法律第136号)第5章に規定する疑わしい取引の届出手続き等について照会があった場合には、下記の要領により対応することとする。</p> <p data-bbox="159 815 1111 1031">(1) 疑わしい取引の届出様式 疑わしい取引が発生した場合には、<u>文書による届出にあつては「疑わしい取引の届出の方法等に関する命令」</u>(平成11年総理府令・法務省令第1号)別紙様式第2号により、<u>フレキシブルディスクによる届出にあつては別紙様式第5号に届出事項を記録したフレキシブルディスクを添付のうえ、</u>発生の都度速やかに当局あて届け出るものとする。</p> <p data-bbox="159 1074 1111 1214">(2) 届出先 <u>金融監督庁長官官房総務課特定金融情報室に、</u>郵送又は持参により届け出るものとする。 なお、郵送の場合には、<u>書留・親展扱い</u>とする。</p> <p data-bbox="159 1257 1111 1398">(3) 疑わしい取引の参考事例 <u>別添に掲げる参考事例は、個別具体的な取引が、疑わしい取引に該当するか否かを保険会社が判断するための基準である。同参考事例は、疑わしい取引の類型を網羅的に列挙したものではなく、これに該当しない</u></p>	<p data-bbox="1155 427 1753 496">1 - 6 疑わしい取引の届出手続きについて</p> <p data-bbox="1133 555 2085 770">「<u>国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律</u>」(平成3年法律第94号)第5条及び「<u>不法収益等に係る疑わしい取引の届出及び記録に関する政令</u>」(平成4年政令第178号)第1条から第3条に規定する疑わしい取引の届出手続き等について照会があった場合には、下記の要領により対応することとする。</p> <p data-bbox="1133 815 2085 920">(1) 疑わしい取引の届出様式等 疑わしい取引が発生した場合には、<u>届出書(参考書式：別紙1)により、</u>発生の都度速やかに当局あて届け出るものとする。</p> <p data-bbox="1133 1074 2085 1214">(2) 届出先、届出部数 <u>保険会社は1部を金融監督庁担当課に、</u>郵送又は持参により届け出るものとする。 なお、郵送の場合には、<u>書留、親展扱い</u>とする。</p> <p data-bbox="1133 1257 2085 1362">(3) 疑わしい取引の参考事例 <u>別紙に掲げる参考事例に該当する取引があった場合には、疑わしい取引があったものとして届出を受理する。</u></p>

取引であっても、保険会社が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となる。

(4) 責任者の把握

疑わしい取引の届出に関する連絡を确实かつ円滑に行うため、疑わしい取引の届出に関する事務を担当する各保険会社の責任者を別紙様式により把握するものとする。

(5) その他

保険会社から届け出られた取引についての情報は、個人のプライバシーに関する情報も含まれることから、届出書の保管及び情報管理には特に留意する。

(削る)

(別紙様式)

(略)

(備考) 責任者の登録

疑わしい取引に関する連絡を确实かつ円滑に行うため、各保険会社に対し、疑わしい取引の届出に関する事務を担当する責任者を(別紙2)により把握するものとする。

(新設)

(別紙1)

(略)

(別紙2)

(略)

証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について（「事務ガイドライン」）

新	旧
<p>第4部 疑わしい取引の届出手続きについて</p> <p>「<u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律</u>」（平成11年法律第136号）第5章に規定する疑わしい取引の届出手続き等について照会があった場合には、下記の要領により対応することとする。</p> <p>1. 証券会社、外国証券会社及び証券投資信託委託業者</p> <p>(1) 疑わしい取引の届出様式  <u>疑わしい取引が発生した場合には、文書による届出にあつては「疑わしい取引の届出の方法等に関する命令」（平成11年総理府令・法務省令第1号）別紙様式第3号（証券投資信託委託業者にあつては、別紙様式第4号）により、フレキシブルディスクによる届出にあつては別紙様式第5号に届出事項を記録したフレキシブルディスクを添付のうえ、発生の都度速やかに当局あて届け出るものとする。</u></p> <p>(2) 届出先  <u>金融監督庁長官官房総務課特定金融情報室に、郵送又は持参により届け出るものとする。ただし、財務局監理証券会社については財務局理財部金融監督課を経由し、2部（フレキシブルディスクについては1枚）を届け出るものとする。</u>            なお、郵送の場合には、書留・親展扱いとする。</p>	<p>第4部 疑わしい取引の届出について</p> <p>「<u>国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律</u>」（平成3年法律第94号）第5条及び「<u>不法収益等に係る疑わしい取引の届出及び記録に関する政令</u>」（平成4年政令第178号）第1条から第3条に規定する疑わしい取引の届出手続き等について照会があった場合には、下記の要領により対応することとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 証券会社及び外国証券会社</p> <p>(1) 疑わしい取引の届出様式等  <u>疑わしい取引が発生した場合には、届出書（参考書式：別紙様式1）により、発生の都度速やかに当局あて届け出るものとする。</u></p> <p>(2) 届出先  <u>金融監督庁監理証券会社及び外国証券会社については1部を金融監督庁監督部証券監督課に、財務局等（各財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局）監理会社については2部を財務局等理財部理財課（関東、近畿および東海財務局にあつては証券監督課。）に、郵送又は持参により届け出るものとする。</u>            なお、郵送の場合には、書留・親展扱いとする。</p>

(3) 特定金融情報室への進達

財務局は監理証券会社から届出があった場合には、届出事項を確認のうへ、直ちに特定金融情報室に1部を郵送（書留・親展扱い）又は持参により進達する。なお、フレキシブルディスクによる届出にあつては、別紙様式第5号の確認のみとする。

(4) 疑わしい取引の参考事例

別添に掲げる参考事例は、個別具体的な取引が、疑わしい取引に該当するか否かを証券会社、外国証券会社及び証券投資信託委託業者（以下「証券会社等」という。）が判断するための基準である。同参考事例は、疑わしい取引の類型を網羅的に列挙したのではなく、これに該当しない取引であっても、証券会社等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となる。

(5) 責任者の把握

疑わしい取引の届出に関する連絡を確実かつ円滑に行うため、疑わしい取引の届出に関する事務を担当する各証券会社等の責任者を別紙様式1により把握するものとする。

(6) 捜査機関等への情報提供等

捜査機関等への情報提供等は、特定金融情報室においてのみ行う。

(7) その他

証券会社等から届け出られた取引についての情報は、個人のプライバシーに関する情報も含まれることから、届出書の保管及び情報管理には特に留意する。

(新設)

(新設)

(3) 責任者の登録

疑わしい取引に関する連絡を確実かつ円滑に行うため、各証券会社（外国証券会社を含む。以下同じ。）の疑わしい取引の届出に関する事務を担当する責任者を（別紙様式2）により把握するものとする。

(新設)

(4) その他の留意事項

証券会社の責任者の登録情報は、担当課において保管し、疑わしい取引に関する証券会社への照会、連絡等は、この責任者に対して行うものとする。

届出は、証券会社自らの判断で個人の氏名等が届け出られることから、プライバシーの保護には十分留意する必要がある。また、届出書は、当該証券会社を直接監督する担当者のみ閲覧することができるものとし担当課内においても担当者以外の目に触れることのないよう細心の注意を払うものとする。

証券会社から個別に照会があった場合には、適宜、金融監督庁監督部証券監督課担当係と連絡をとりながら指導するものとする。

特例法第7条の規定により、捜査当局は、疑わしい取引の届出書を金融監督庁等において閲覧することができることになっている。財務局等で保存する趣旨は、将来財務局等において捜査当局に閲覧させる可能性があること及び証券会社を指導する際の参考とするためであり、当面、財務局における捜査当局の閲覧は認めないものとする。

2. 証券金融会社  
(削る)

(1) 疑わしい取引の届出様式

疑わしい取引が発生した場合には、文書による届出にあつては「疑わしい取引の届出の方法等に関する命令」(平成11年総理府令・法務省令第1号)別紙様式第4号により、フレキシブルディスクによる届出にあつては別紙様式第5号に届出事項を記録したフレキシブルディスクを添付のうえ、発生の都度速やかに当局あて届け出るものとする。

(2) 届出先

金融監督庁長官官房総務課特定金融情報室に、郵送又は持参により届け出るものとする。  
なお、郵送の場合には、書留・親展扱いとする。

(3) 疑わしい取引の参考事例

証券金融会社については、「第1分冊 預金取扱金融機関関係 1 共通事項 1-8-(4) 疑わしい取引の参考事例」に準じた取扱をするものとする。

(4) 責任者の把握

疑わしい取引の届出に関する連絡を確実に円滑に行うため、疑わしい取引の届出に関する事務を担当する各証券金融会社の責任者を別紙様式2により把握するものとする。

2. 証券金融会社

(1) 疑わしい取引の対象となる業務

証券取引法第156条の6第1項に基づく承認を受けた業務

(2) 疑わしい取引の届出

疑わしい取引が発生した場合には、届出書(参考書式:別紙様式3)により、発生の都度速やかに金融監督庁監督部証券監督課あて郵送又は持参により届け出るものとする。

なお、郵送の場合には、書留・親展扱いとする。

(新設)

(3) 責任者の登録

疑わしい取引に関する連絡を確実に円滑に行うため、各証券金融会社の、疑わしい取引の届出に関する事務を担当する責任者を(別紙様式4)により把握するものとする。

<p>(5) <u>その他</u>  <u>証券金融会社から届け出られた取引についての情報は、個人のプライバシーに関する情報も含まれることから、届出書の保管及び情報管理には特に留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(削る)</p> <p><u>(別紙様式1)</u></p> <p>(略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(別紙様式2)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(別紙様式1)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(別紙様式2)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(別紙様式3)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(別紙様式4)</u></p> <p>(略)</p>

金融監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン - (第三分冊：金融会社関係)

新	旧
<div data-bbox="181 427 779 499" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 - 2 疑わしい取引の届出手続きについて</p> </div> <p>貸金業者、<u>抵当証券業者</u>、<u>商品投資販売業者</u>、<u>小口債権販売業者</u>、<u>不動産特定共同事業者</u>、<u>金融先物取引業者</u>、<u>短資業者</u>及び住宅金融会社については、「第1分冊 預金取扱い金融機関関係 1 共通事項 1 - 8 疑わしい取引の届出手続きについて」に準じた取扱いをするものとする。</p>	<div data-bbox="1155 427 1753 499" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 - 2 疑わしい取引の届出手続きについて</p> </div> <p>貸金業者、<u>抵当証券業者</u>、<u>金融先物取引業者</u>、<u>短資業者</u>及び住宅金融会社については、「第1分冊 預金取扱い金融機関関係 1 共通事項 1 - 8 疑わしい取引の届出手続きについて」に準じた取扱いをするものとする。</p>